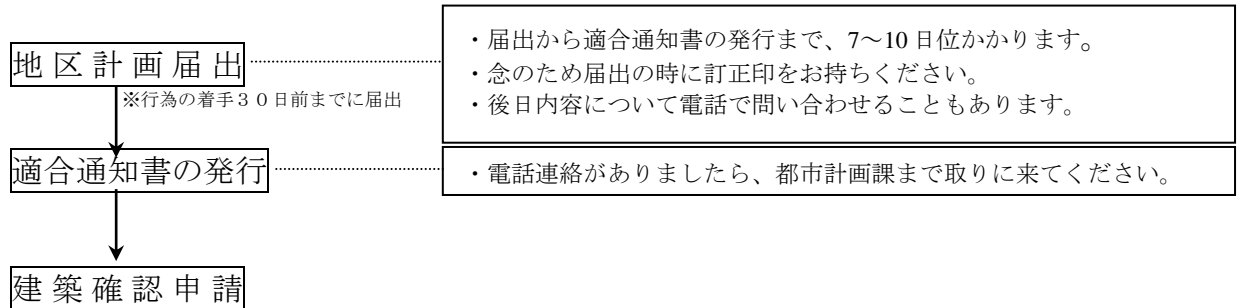


【向町（3）地区地区計画 留意事項】

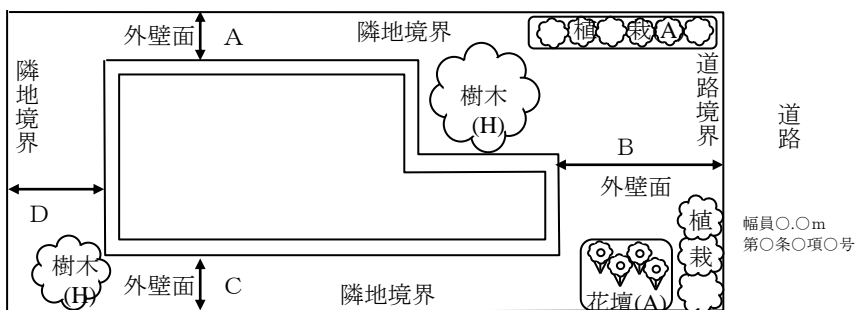
- 1 地区計画届出書の作成に当たっては、別添の地区計画の決定内容を参照してください。
- 2 地区計画の届出を委任される場合は、委任状を提出してください。
- 3 地区計画届出から建築確認申請までのフロー



- 4 面積、距離、高さの数値記入は、小数点第2位までとし第3位は切り捨ててください。
(例；56.786⇒56.78)
- 5 壁面の後退距離は、道路境界及び隣地境界から外壁等までの最短距離を配置図に明記してください。ただし、外壁面等の対象は、建築基準法上の建築面積に算入される部分とします。

なお、後退距離の制限については、各地区計画の決定を参照してください。

【参考図】



- 6 添付図面等
次の図面及び書類を届出書に必ず添付してください。

図面名	縮尺	備考	向町(2)
付近位置図	1/1,000以上	住宅地図または都市計画図等	○
求積図	1/100~1/200程度	敷地面積の求積図及び面積計算表を添付	○
配置図	1/100以上	壁面の後退距離の最短距離を明記 植栽樹木等の位置、樹種、樹高、求積(着色)	○
平面図	1/50以上	建築面積の求積図及び面積計算表を添付	○
立面図	1/50以上(2面以上)	壁面及び屋根の近似色を着色し色見本を貼り付ける	○
垣又はさくの構造	1/20程度		○
委任状		代理人が届出を行う場合に添付	○